

更科運動施設の利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、更科運動施設（以下「運動施設」という。）の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の所在地及び内容)

第2条 運動施設の所在地及び内容は、別表1のとおりとする。

(利用時間及び休場日)

第3条 運動施設の利用時間及び休場日は、別表2のとおりとする。

(利用者の登録等)

第4条 運動施設を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、次条第1項の利用の申請に先立ち、更科運動施設利用者登録（新規・継続）申請書・変更届出書（様式第1号）を市長に提出することにより、利用者登録を申請するものとする。

2 前項の規定により利用希望者が申請をするときは、その代表者は、当該申請の際に、代表者の氏名及び住所が記載された次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード

(3) 住民票の写し

(4) 身分証明書

(5) 健康保険証

(6) 学生証

(7) 申請者本人あての郵便物

(8) 公共機関発行の証明書、領収書、手帳等

(9) その他本人であることが確認できる書類

3 市長は、第1項の申請があった場合には、当該申請者の利用者登録を行うものとする。ただし、第9条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

4 前項の登録の有効期間は、登録の日から最初に到来する3月31日までとする。ただし、登録継続申請による登録の有効期間は、登録継続申請の日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

5 利用希望者は、利用者登録の申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに更科運動施設利用者登録（新規・継続）申請書・変更届出書（様式第1号）を市長に提出することにより、利用者登録の内容の変更を届け出るものとする。

(利用の申請等)

第5条 利用希望者は、更科運動施設利用申請書（様式第2号）に所要事項を記入し、市長に提出することにより、利用の申請をしなければならない。

2 前項の申請の受付期間は、利用予定日の3月前の日が属する月の1日から7日までの間（以下「抽選申請期間」という。）とする。この場合において、申請できる回数（別表2のとおり区分したものをいう。）は1月あたり最大4回とする。（抽選予約）

3 前項の申請に対する受理は、抽選申請期間の末日の翌日（休場日に当たるときは、同日後の最初の休場日でない日。以下「抽選日」という。）により抽選により行う。この

場合において団体ごとに許可される回数は、1月あたり最大2回とする。

4 第1項、第2項の申請に対する受理を行い、なお運動施設が利用可能であるときは、利用希望者は運動施設の利用申請を行うことができる。(先着予約)

5 前項の申請の受付期間は、抽選日の翌日(休場日に当たるときは、同日後の最初の休場日でない日。)の午前9時30分から使用予定日の正午までとする。

6 第2項及び第4項の申請に対して許可される回数は、利用希望者ごとに、1月あたり最大4コマとする。

7 前項の規定にかかわらず、使用予定日の5日前(休場日に当たるときは、同日前の最後の休場日でない日。)において、なお利用可能な場合で施設管理者が必要があると認める場合はこの限りでない。(5コマ以上予約)

8 前各項について、施設管理者が特に必要があると認める場合はこの限りでない。
(窓口及び受付時間)

第6条 第4条の利用者登録及び第5条の利用の届出の窓口は更科公民館事務室とし、受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。

(利用料金)

第7条 運動施設の利用料金は、無料とする。

(利用を認める団体)

第8条 運動施設を利用できる団体は、以下の各号の全てを満たさなければならない。

(1) 団体の代表者は、市内に住所を有する成人とし、原則5人以上の構成員がいること(小・中学生の利用は成人同伴とする。)

(2) 団体の構成員の過半数は市内に住所を有する者であること。ただし、新規構成員を受け入れた結果として、市内に住所を有する者が過半数を下回った場合はこの限りでない。

(3) 団体の名称には企業、流派、宗教名などを用いないこと。

(利用者登録及び利用申請の受理)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは運動施設の利用者登録及び利用申請を受理しないものとする。

(1) 公の秩序を害し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、運動施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者登録の取消し及び利用の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の登録及び利用申請を取消し、並びに運動施設の利用を制限をすることができる。

(1) 天候不順などにより、運動施設が利用できないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により申請した事実が明らかになったとき。

(3) 前条に規定する受理しない事由が発生したとき。

(4) 利用者が施設管理上の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、運動施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第11条 運動施設の利用申請を受理された者は、次の各号に掲げる事項を遵守し

なければならない。

(1) 利用前の準備をし、及び利用後の施設の整備等を行うこと。

(2) 備品、機械器具等の利用は、あらかじめ施設管理者の承諾を受け、その指示に従うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動施設の管理上必要な施設管理者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第12条 運動施設の利用申請を受理された者は、備品、機械器具その他の施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用の取りやめ)

第13条 利用者が運動施設の利用を取りやめるときは、速やかに施設管理者に届け出るよう努めなければならない。

(利用状況報告書)

第14条 運動施設を使用した者は、運動施設利用状況報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 利用年月日

(2) 利用時間

(3) 利用施設

(4) 団体名

(6) 利用人数

(7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、運動施設の利用等に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表1

所在地	千葉県若葉区更科町2255番地他
施設内容	グラウンド 1面(土舗装)
	テニスコート 2面(クレーコート)

別表2

利用時間	4月から9月まで	午前：午前9時00分から午後1時00分まで
		午後：午後1時00分から午後5時00分まで
	10月から3月まで	午前：午前9時00分から午後0時30分まで
		午後：午後0時30分から午後4時30分まで

休場日	年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで） ただし、臨時の開場又は休場もあり得る。
-----	--

様式第1号

更科運動施設利用者登録（ 新規 ・ 継続 ） 申請書 ・ 変更届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

次のとおり更科運動施設の利用者登録をしたいので申し込みます。

団体名		(フリガナ)			
代表者	氏名	(フリガナ)			
	住所	〒			
	連絡先	電話		ファックス	
		E-mail			
連絡担当者	☐ 連絡担当者と代表者が同じ場合はチェック（以下連絡担当者欄は記入不要）				
	氏名	(フリガナ)			
	住所	〒			
	連絡先	電話		ファックス	
		E-mail			
団体の年間活動予定		利用する施設、時間帯について記入してください。 ●第1コマ 利用する施設（該当する□にレ印を記入） ☐ グラウンド ☐ テニスコート（A） ☐ テニスコート（B） 使用する曜日 第（ ）週の（ ）曜日 利用する時間帯（該当する□にレ印を記入） ☐ 午前 ☐ 午後 ●第2コマ 利用する施設（該当する□にレ印を記入） ☐ グラウンド ☐ テニスコート（A） ☐ テニスコート（B） 使用する曜日 第（ ）週の（ ）曜日 利用する時間帯（該当する□にレ印を記入） ☐ 午前 ☐ 午後			
利用目的					
添付書類		別紙「利用団体構成員名簿」			
受理				登録番号	号

※この名簿は、主に事故発生時の速やかな連絡・対応のために使用します。
更科運動施設を利用しない会員の方の記載は不要です。

[illegible]

更科運動施設利用申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

連絡先電話番号

次のとおり更科運動施設を利用したいので申請します。

利 用 日 時	年 月 日
	☐ 午前 ☐ 午後
利 用 施 設	☐ グラウンド ☐ テニスコート(A) ☐ テニスコート(B)
利 用 人 数	人

暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の承認等の決定に当たり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、千葉市から所轄の警察署へ照会することがあります。

承認をした後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、利用を取り消します。